

特定社会保険労務士  
ナカムラ 労務管理事務所  
就業規則/給与計算/労災・雇用保険  
http://www.nakamura-jimusyo.biz  
八雲町本町 147-2  
☎(0137)62-2804

# くらしの 情報

INFORMATION

町の花  
ひまわり



## お知らせ

**日曜・休日当番医**

○八雲総合病院  
3月10日、17日、21日、24日、  
31日  
4月7日  
☎0137-63-2185  
○魚住金婚湯医院  
4月14日  
☎0137-67-2311

## 相談

**函館弁護士会による  
無料法律相談**

【日時】3月8日(金)、  
22日(金)  
午後1時～4時(相談30分)  
午後3時までに新たな受け  
付けがない場合は終了する場  
合があります。  
※予約制・先着順  
【会場】はびあ八雲  
【問い合わせ先】  
函館弁護士会  
☎0138-41-0232

「働き方」が変わります！  
2019年4月1日から  
働き方改革関連法が  
順次施行されます

- 1 時間外労働の上限規制が  
導入されます。  
(月45時間、年360時間)  
※中小企業は、2020年4  
月1日から
  - 2 年次有給休暇の確実な取  
得が必要です。  
(毎年5日、時季を指定)
  - 3 正規雇用労働者と非正規  
雇用労働者の間の不合理な  
待遇差(基本給や賞与など)  
が禁止されます。  
※中小企業は、2021年4  
月1日から  
※詳細は北海道労働局ホーム  
ページをご覧ください。  
[https://site.mhlw.go.jp/hokkaido-roundoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou/hourei\\_seido/120025.html](https://site.mhlw.go.jp/hokkaido-roundoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/120025.html)
- 【問い合わせ先】  
北海道労働局  
雇用環境・均等部 企画課  
☎011-788-7874

# 農業者年金に加入しませんか？

国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で、年間60日以上農業に従事している20歳以上60歳未満の方は誰でも加入できます。

**【積立方式の年金】**

自分が将来の年金給付までに原資を自ら積み立てる安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。

**【保険料の額は自由に決められます】**

保険料は加入者自らが月額2万円～6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択することができます。経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直す事ができます。

**【税制面で大きな優遇措置があります】**

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が減額になります。将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。

**【問い合わせ先】** 農業委員会事務局 ☎0137-62-2203

